

おきなわ工芸の杜「貸し工房」令和5年度入居者募集要項

この要項は、おきなわ工芸の杜「貸し工房」の入居者募集にあたって、応募者及び応募方法に関する必要な事項を定めるものです。

1 施設所在地

名 称 おきなわ工芸の杜
所 在 地 沖縄県豊見城市豊見城 1114 番 1

2 募集部屋及び料金

貸し工房

※各工房の配置等は必ず現場にてご確認ください。

貸し工房C-03 23 m² (1室 月額 10,350円)

貸し工房C-06 25 m² (1室 月額 11,250円)

貸し工房E-02 40 m² (1室 月額 18,000円)

※貸し工房Eは工芸作家ではなく工芸産業の振興に係る事業を行う企業を入居対象としています。

設 備 コンセント (単相 100V 吊下、壁)
空調 (個別空調)
内線電話
流し台

使用時間 24 時間利用可能 (ただし開館時間外の館内共有スペースは使用できません)

その他

- ・貸し工房入居者用の専用駐車場は各室 1 台です。
- ・電気料金、水道料金は各部屋の子メーターで使用状況を確認し、徴収します。
- ・工房内の清掃は入居者にて行ってください。
- ・工房から出るゴミ処理に係る費用は共益費として徴収します。
- ・電話回線、インターネット回線は自己負担で設置可能 (配管設置済) です。
- ・工房内での火気の使用については事前に報告し、指定管理者の許可を得てください。
- ・工芸の杜敷地内は禁煙です。
- ・指定管理者から工房運営に関する支援を受けることができます。
- ・おきなわ工芸の杜の「共同工房」(各種機器あり)、「多目的室」、「企画展示室」は必要な手続きを経て予約・利用することが可能です (有料)。

3 応募資格 (入居対象)

以下の2つのうちいずれかを入居対象とします。

(1) 工芸品製作を行う事業者

次の要件にすべて該当する個人又は団体であること。

- ・工芸事業者として沖縄県内で創業を予定している又は創業概ね10年以内（入居時点）の県内在住者または団体であること。
- ・工芸製品を製作する技術を有していること。
- ・貸し工房の利用期間終了後、沖縄県内で引き続き事業を行う意思を有する者であること。
- ・製作する工芸品は、沖縄の伝統的技法、デザイン、原材料のいずれかを活用したものであること。
- ・入居期間中の工房運営が可能な資金計画があること。
- ・沖縄県内の工芸産業の活性化に寄与する活動を行う意欲がある者であること。
- ・住民税、事業税（法人の場合）を滞納していないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者と関わりを持っていないこと。

(2) 工芸従事者の支援を行う団体

次の要件に全て該当する団体であること。

- ・沖縄県または県工芸振興センターが発注する工芸関連事業の受託者あるいは工芸産業関連の業界団体であること。
- ・沖縄県内の工芸産業の活性化に寄与する活動を行う意欲がある者であること。
- ・事業税、県民税を滞納していないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者と関わりを持っていないこと。

4 入居期間

- ・貸し工房の利用許可の期間は1年です。
- ・1年ごとに事業計画の進捗状況を審査の上、入居更新の可否を決定します。
- ・更新申請は2回まで可能です。

※ただし、工芸の杜の設置目的を達成するために沖縄県知事が必要と認める場合は、3回以上の更新が可能です。

5 利用条件

- ・県の施策における関連事業等にできる限り協力すること。
- ・おきなわ工芸の杜主催の事業、イベント等にできる限り協力すること。
- ・施設の見学、視察、自室での商品展示、取材等にできる限り協力すること。
- ・振動、音、悪臭の発生など、施設利用者や来館者等に迷惑をかけないこと。
- ・施設の設置目的に合致しない利用方法はしないこと。
- ・年1回、指定管理者に事業実績報告書を提出すること。
- ・施設利用終了後2年間、指定管理者に事業報告書を提出すること。

6 退去条件

以下の事由に該当した場合は、退去となることがあります。

- ・事業が安定し支援が不要と認められるとき。
- ・業績が著しく悪化していると認められ、指導や支援があっても改善しないとき。
- ・正当な理由なく事業計画を実施せず、指導や支援があっても改善しないとき。

- ・事業報告書を提出しない、又は著しく内容に不備があるとき。
- ・事業内容に問題がある等、自立の見込みが立たず、指導や支援があっても改善が見られないとき。
- ・正当な理由なく、施設運営やイベント等への参加・協力が見られないとき。
- ・施設の利用頻度が低い場合。

7 入居取消要件

以下の事由に該当した場合は、入居の許可取消となります。

- ・施設や設備を故意に損傷したとき（事故、火災などを起こした場合も含む）
- ・正当な理由なく1ヶ月以上施設を使用しない場合。
- ・偽りその他不正行為により使用許可を受けたことが判明したとき。
- ・使用料や光熱水費等を正当な理由なく3ヶ月以上滞納したとき。
- ・条例、規則、県知事の指示に違反したとき。
- ・施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
- ・指定管理者の施設運営に支障を来す事業運営を行っていると思われるとき。

8 募集期間

令和5年1月26日（木）～3月3日（金）

9 入居内定者の決定方法

- ・一次審査 書類審査
- ・二次審査 プレゼン審査

10 入居許可

- ・許可日は、令和5年4月1日以降を予定しています。
- ・入居日は、許可日以降です。
- ・許可は通常の賃貸借契約ではなく、行政財産使用許可となります。
- ・1年ごとに更新が必要となります。

11 施設利用

- ・トイレは共用です（開館時間外は外のトイレを利用してください）
- ・共同工房（附属機器等含む）、エントランスホール、多目的室、企画展示室は有料で利用可能です。
- ・専用駐車場は、各工房1台です。

12 支援（予定）

入居者に対して次のような支援を予定しています。

- ・工房運営に関する支援
- ・貸し工房入居者間の交流
- ・セミナー等の開催
- ・異業種、他分野の事業者等との交流、情報交換

13 スケジュール

1月26日（木）募集開始

- 1月26日(木)～2月28日(火) 相談期間
- 3月2日(木)～3日(金) 申請書類受付
- 3月上旬 一次審査(書類審査)
- 3月中旬 二次審査(プレゼン審査)
- 3月中旬 入居予定者決定
- 4月1日以降 入居開始

14 提出書類

- (1) 様式1～様式6 (**※パソコンを使用して作成してください。**)
- (2) 誓約書
- (3) 商品の概要が分かるもの(写真、カタログ等)
- (4) 添付書類
 - ① 直近1期分の国税・県税・市町村民税の納税証明書
未創業者は市町村民税の納税証明書または非課税証明書を提出してください。
証明書の取得については 18(参考)納税証明書の取得について をご確認ください。
 - ② 定款
個人事業者の場合「個人事業の開業届出書(税務署受付印のあるもの)」の写し
開業届を提出していない方は申請書類提出時に申し出て下さい。
 - ③ 直近の決算書(貸借対照表、損益計算書)
個人事業者の場合は「所得税青色申告決算書(税務署受付印のあるもの、e-Tax で申請している場合は受信通知)」の写し
 - ④ その他説明資料
事業概要、事業計画等、さらに詳しい説明資料を添付しても構いません。

15 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、募集要項をよくお読みください。
- (2) 提出書類(様式1～6)はパソコンを使用し、全て記入してください。提出書類に不備がある場合は不受理又は審査で不採用の場合があります。
- (3) 提出書類は返却しません。

16 個人情報の扱い

- (1) 申請書類については適正に取り扱います。
- (2) 入居決定者の申請書については、入居後の支援等にも使用します。
- (3) 審査の結果入居できなかった場合の提出書類は、審査終了後に破棄します。

17 申請書類提出先・問合せ先

〒901-0241 沖縄県豊見城市字豊見城 1114 番 1
おきなわ工芸の杜 指定管理室
電話：098-987-0467
E-mail：info@okinawa-kougeinomori.jp

18 (参考)納税証明書の取得について

表 証明が必要な税目一覧

税金の種類	証明が必要な税目	
	個人事業者	法人
国税	・ 所得税及復興特別所得税 ・ 消費税及地方消費税 (証明書の種類「様式その3-2」)	・ 法人税 ・ 消費税及地方消費税 (証明書の種類「様式その3-3」)
県税	・ 個人事業税	・ 法人県民税 ・ 法人事業税
市町村民税	・ 市町村民税及県民税	・ 法人市町村民税

(1) 証明書の発行場所

税金の種類	証明書を発行する場所	
	個人事業者	法人
国税(※1)	管轄の国税事務所	管轄の国税事務所
県税(※2)	管轄の県税事務所	管轄の県税事務所
市町村民税	各市町村役場の税務関連部署	各市町村役場の税務関連部署

国税事務所一覧

税務署名	所在地	TEL	管轄地域
那覇税務署	〒900-8543 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	(098) 867-3101	那覇市の一部、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町・与那原町・南風原町
北那覇税務署	〒901-2550 浦添市宮城5丁目6番12号	(098) 877-1324	那覇市の一部、浦添市、西原町、久米島町・渡嘉敷村・座間味村・粟国村・渡名喜村・南大東村・北大東村
沖縄税務署	〒904-2193 沖縄市東2丁目1番1号	(098) 938-0031	宜野湾市、沖縄市、うるま市、中城村・北中城村・嘉手納町・北谷町・読谷村
名護税務署	〒905-8668 名護市東江4丁目10番1号	(0980) 52-2920	名護市、国頭郡、伊平屋村・伊是名村
宮古島税務署	〒906-8601 宮古島市平良字東仲宗根807番地の7	(0980) 72-4874	宮古島市、宮古郡
石垣税務署	〒907-8502 石垣市字登野城8番地	(0980) 82-3074	石垣市、八重山郡

県税事務所一覧

部署名	所在地	TEL	管轄地域(市町村名五十音順)
那覇 県税事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37 (沖縄県南部合同庁舎 2・3 階)	(098) 867-1066	粟国村、糸満市、浦添市、北大東村、久米島町、 座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、豊見城市、那覇市、 南城市、西原町、南風原町、南大東村、八重瀬町、 与那原町
コザ 県税事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1 丁目 6 番 34 号 (沖縄県中部合同庁舎 1 階)	(098) 894-6500	うるま市、沖縄市、嘉手納町、北中城村、宜野湾市、 北谷町、中城村、読谷村
名護 県税事務所	〒905-0015 名護市大南 1 丁目 13 番 11 号 (沖縄県北部合同庁舎 1 階)	(0980) 52-2170	伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、 宜野座村、金武町、国頭村、今帰仁村、名護市、東 村、本部町
宮古事務所 県税課	〒906-0012 宮古島市平良字西里 1125 (沖縄県宮古合同庁舎 1 階)	(0980) 72-2553	多良間村、宮古島市
八重山事務所 県税課	〒907-0002 石垣市字真栄里 438-1 (沖縄県八重山合同庁舎 1 階)	(0980) 82-3045	石垣市、竹富町、与那国町

(2) 証明書の請求方法

	窓口	郵送	オンライン
国税 国税事務所 へ請求	<p>[必要書類]</p> <ol style="list-style-type: none"> 必要事項を記載した納税証明書交付請求書 手数料の金額に相当する収入印紙又は現金 本人確認書類及び番号確認書類 (1) 本人(法人の場合代表本人)であることを確認できる確認書類(運転免許証等) (2) 本人の番号確認書類(個人番号カード又は通知カード等) ※ 法人の場合は不要 本人の印鑑(法人の場合は代表者の印鑑) 	<p>[必要書類]</p> <ol style="list-style-type: none"> 必要事項を記載した納税証明書交付請求書 手数料金額に相当する収入印紙 ※ 請求書に収入印紙 400 円を添付。印紙には消印はしないこと。 所要の切手を貼った返信用封筒 ※ 送付先住所氏名を記載すること。 本人確認書類写し及び番号確認書類の写し (1) 本人であることを確認できる確認書類(運転免許証等) (2) 本人の番号確認書類(個人番号カード又は通知カード等) ※ 法人はいずれも不要。 	<p>国税庁 HP[納税証明書の交付請求について]をご確認ください。</p> <p>www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm</p>
県税 県税事務所 へ請求	<p>[必要書類]</p> <ol style="list-style-type: none"> 必要事項を記入した納税証明交付請求書 交付手数料の金額に相当する沖縄県証紙 窓口に来所した本人の公的機関の発行した身分証明書 	<p>[必要書類]</p> <ol style="list-style-type: none"> 必要事項を記入した納税証明交付請求書 交付手数料の金額に相当する沖縄県証紙(収入印紙不可) 所要の金額の切手を貼った返信用封筒 ※ 送付先住所氏名を記載すること。 公的機関の発行した身分証明書の写し(個人の場合) 	<p>請求不可</p>
市町村民税 役場の税務関連 部署へ請求	<p>市町村によって請求方法が異なります。 ※各市町村役場の税務関連部署にお問合せください。 ※証明期間は個人の場合「直近1年分」、法人の場合「直近事業年度決算分」でお願いします。</p>		

※詳細や請求が本人(法人の場合は代表者)以外の場合は各請求先へお問い合わせください。